

## 第1章 風水害対策の考え方

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法、水防法（昭和24年法律第193号）、東京都地域防災計画（風水害編）及び東京都水防計画に基づき、武蔵村山市防災会議が作成する計画であって、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機能があるがその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における洪水等風水害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を風水害から守ることを目的とする。

### 第2節 計画の前提

この計画は、今日までに発生した台風や集中豪雨などの実災害から得た教訓や、近年の社会経済情勢の変化などを可能な限り反映し、策定した。また、災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえ、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策の推進を図るものとする。

なお、風水害編に記載のない事項については、震災編を準用する。

### 第3節 計画の習熟

各防災機関は、平素から危機管理の一環として、風水害防災対策を推進する必要がある。

このため、風水害に関する施策や事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、風水害に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練などを通して本計画の習熟に努め、風水害への対応能力を高める。

### 第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規程に基づき、毎年、検討を加え、必要があると認められたときに修正する。

なお、修正に当たっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を武蔵村山市防災会議に提出する。

## 第2章 市の概況

震災編第1部第2章第1節「市の概況」を準用する。

## 第3章 市、都及び防災機関等の役割

震災編第2部第2章「市、都、防災機関等の役割」を準用する。



## **第2部 災害予防計画**



# 第1章 水害予防対策

本市には、残堀川と空堀川の2つの一級河川があるが、河川改修により周辺地域への氾濫等による被害はほとんど見られなくなってきた。しかしその反面、市街化が進むにつれ、遊水機能を持っていた田畑等が少なくなり、代わってアスファルトの道路やコンクリート舗装の施設が増加してきたため、豪雨時に大量の雨水が一気に小河川や下水道に流れ込み、排水能力を超えた小河川や下水道管から雨水が路上にあふれ出るなど、いわゆる都市型水害の発生がしばしば見られるようになった。

このため、市では、洪水対策、崖崩れ対策及び都市型水害対策等についてそれぞれの施策を推進している。

## 第1節 洪水対策

### 1 雨水流出抑制対策の推進

近年の急激な都市化の進展は、水の浸透域を減少させ、保水、遊水機能を低下させている。その結果「都市型水害」といわれる水害が頻発するようになっている。このような浸水の被害から市民の生命や財産を守るために、雨水の流出抑制型下水道による整備を推進するほか、公共・公益施設、大規模民間施設及び一般住宅に対しても、雨水流出抑制施設の設置を進める。

### 2 河川対策

#### (1) 河川の現況

本市の河川は、水系別に大別すると、多摩川水系の残堀川と荒川水系の空堀川の2つの一級河川がある。この2つの河川の支流として、いくつかの水路があるが、地形及び河川の規模から見て洪水等による被害は局地的で、著しい被害は少ないものと思われる。

#### ア 残堀川

岸一丁目30番地から伊奈平三丁目4番地付近を流れる一級河川で、下流から整備がなされ、今後の治水効果が期待される。

#### イ 空堀川

本町五丁目18番地一帯（野山北公園周辺）から流出した水は、市役所北側を流れ神明三丁目92番地から東大和市へと流れている河川で、上砂神明調節池及び武蔵村山調節池の整備により、治水効果を高めている。

#### ウ 久保の川

三ツ木四丁目18番地一帯の山から出た水は市立第一中学校の北側を流れ、学園一丁目56番地から神明一丁目58番地付近までの間、カルバートにより流れ空堀川に注いでいる。この河川は、全区域改良が施され、かつ、2か所で分水しているが、河床が浅いため異常降雨時にはいつい等の危険性がある。

#### エ 横丁川

岸四丁目1番地の禅昌寺裏山一帯と、三ツ木四丁目5番地付近一帯の山から流れ出た水は、岸三丁目8番地付近で合流し、三ツ藤三丁目22番地付近から残堀川に注いでいる。なお、この河川は、逐次護岸改修が進み上流の一部を残すのみとなったが、河床は未整備であり、河床の浅い所で、異常降雨時に溢水等の危険性がある。

#### (2) 河川改修

河川は、急激な市街化に伴い、異常降雨時において一時的に流量が増大し、被害が発生することがある。

そこで、市の管理する河川については、鋭意その改修に努めているが、なお更に溢水等を防止するため、年次計画を定め、護岸嵩上げ、しゅんせつ等積極的に改修整備を進める。

また、都で管理する一級河川である残堀川については、都市計画決定及び事業認可を得て改修工事が進められ、本市区間は整備済みである。

空堀川については、同様に都市計画決定及び事業認可を取得して下流より河川改修を行っているが、現在は最上流に位置する本市より下流区間の整備が進められている。また、一部の区間で事業認可を取得して用地買収を行い、その区間を計画断面（1時間50mmの降雨に対処できる断面）で河川改修し、洪水防止のためにこれらの河道を河道内調節池として整備しており、本市と東大和市にまたがる上砂神明調節池、中砂橋上流部の武蔵村山調節池が供用されている。一方、下流の整備が進んだことから、平成21年度には本市の中砂橋から神明橋までの区間の整備に向けて事業認可を取得し、現在、都が用地取得を行っている。

### 3 下水道対策

#### (1) 市下水道課

下水道の基本的な役割には、汚水の排除・処理による生活環境の改善や公共用水域の水質保全とともに、雨水の排除による浸水の防除がある。

このため市では浸水対策として、1時間50mmの降雨に対処できる施設の整備を行うとともに、流出先河川の整備状況を踏まえ、計画的に整備推進に努める。

また、市は、都下水道局と連携し、浸水対策への備えや危険性の周知、指導を行う。

#### (2) 都下水道局

高度に都市化が進行している東京では、雨水が地中に浸透しにくく、短時間で雨水の大部分が下水道に流れ込み、都市型水害が発生している。

多摩地域においては、分流式で整備した地域は、汚水排除を優先せざるを得なかったため、雨水排水設備が遅れており、広範囲にわたり浸水被害が発生している。これらの状況を改善するため、流域下水道による雨水幹線事業を実施している。これまで進めてきた流域下水道の雨水幹線は、多摩川上流域（青梅市、福生市、羽村市）、黒目川流域（小平市、東村山市、東久留米市）の2つの流域である。

### 4 水防災総合情報システム

都では、洪水などの水害を警戒し、これによる被害を軽減するため、水防上必要な地点に水位計、雨量計を設置している。特に、最近の都内の局地的集中豪雨などの際は、短時間に中小河川が増水し浸水被害を発生させるため、より密度の高い情報を迅速に把握する必要がある。本市における河川水位の観測地点は、残堀川では青岸橋、空堀川では中砂橋、神明橋である。また地上雨量の観測地点は、残堀川の青岸橋である。

また、市でも、平成25年度から平成26年度にかけて実施する防災行政無線システム更新の一環で市内数カ所に雨量計を設置し、その情報を市役所で収集できるシステムの導入を検討している。

## 第2節 土砂災害に関するソフト対策

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）は土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある区域において住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするものである。

土砂災害防止法により、都知事から指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他警戒地域における土砂災害を防止するために必要な避難体制に関する事項を定める。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な避難が行われるために必要な事項についてハザードマップ等により市民への周知を図ることとされている。

本市においては、土砂災害防止法の規定に基づく調査及び土砂災害警戒区域等の指定は、今後実施予定である。また、「土砂災害危険箇所」として、「急傾斜地崩壊危険箇所」が11箇所存在している。

市においては、今後避難の態勢や伝達方法の態勢の整備を進めていく。

### 第3節 崖崩れ対策

がけ、擁壁対策は、原則として所有者、管理者等が行うべきものであるが、市は、都と連携し、自然がけについて、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）による総合的な崖崩れ防止事業の推進に努める。

#### 1 がけ崩れ対策

##### (1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止

急傾斜地崩壊の防止については、土地の所有者が個人である場合が多く、工事費の負担や技術的な問題から、従来、対策が進んでいなかった。このため、総合的な急傾斜地崩壊対策を実施していくために、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が昭和44年に施行された。

都建設局で平成14年3月公表の市内の急傾斜地は11箇所となっているが、今後実態等確認し、被害防止対策を推進していく。

##### (2) 規制指導等の強化

がけ地に、建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき防災上の見地から指導を行っている。

今後、新たに工事を行う者に対しては、これらの指導を更に強化するほか、既設の危険な崖・擁壁の所有者や管理者に対しても、改善措置が講ぜられるよう、建築基準法等に基づき、指導を行う。

#### 2 宅地造成地対策

宅地造成等規制法は、宅地造成に伴い、災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を、宅地造成工事規制区域として指定し、この区域内における宅地造成工事には、技術的基準に従った造成を確保するため、知事の許可及び工事完了検査を義務付けており、必要な指導・監督を行うとともに、宅地の所有者等に対しても宅地保全の努力義務を課している。

### 第4節 都市型水害対策

#### 1 市民への洪水情報の提供

洪水の危険が予想される際に、迅速かつ的確な判断を下せるよう、都から市に雨量・気象情報について提供される。

また、気象情報会社から収集した気象情報及び都から収集した気象情報を活用し、市民からの通報や気象情報の問合せの窓口の充実を図る。

#### 2 浸水予想区域図の作成・公表

都と流域市、関係機関で構成される都市型水害対策連絡会は、河川や下水道施設の施設能力を大きく上回る降雨によって予想される浸水区域や水深を示す「浸水予想区域図」を作成しており、本市を含む区域においては、「残堀川流域浸水予想区域図」、「黒目川・落合川流域及び柳瀬川・空堀川・奈良橋川流域浸水予想区域図」を平成17年6月に公表している。

### 3 洪水ハザードマップの作成・公表

想定される浸水の区域や程度、避難路や避難場所などの情報をわかりやすく図示した「洪水ハザードマップ」を作成・公表し、市民の危機管理意識の向上や自主的避難態勢の確立に努める。

浸水予想区域や浸水深、また避難場所・避難ルートなどを、住民にわかりやすく示した「洪水ハザードマップ」は、事前情報の提供手段の一つであり、迅速かつ円滑な避難行動や危機管理意識の高揚に有効である。

### 4 避難体制の整備・確立

#### (1) 防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策

水災対策の要である防災拠点施設が、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行う。

ア 防災拠点施設：市庁舎・出張所、防災倉庫、避難所

イ 対策例：施設の床面・機器の嵩上げ、止水板の設置等

#### (2) 資器材、物資の備蓄

水防活動、避難活動、避難者支援のための資器材、物資を平常時から備蓄しておき、それらを水害時に円滑に活用・配給できるよう体制を点検し、充実を図る。

#### (3) 迅速かつ的確な情報収集

ア 洪水氾濫の対策として、迅速かつ的確な災害対応を図るため、正確な情報の収集・伝達が必要である。このため、市は、防災関係機関と連携を図り、情報交換に努め、必要な情報を共有・伝達できる体制をつくる。

イ 要配慮者が利用する施設等に対し、洪水予報等の伝達を確実に行う。

ウ 避難勧告発令基準を設定するには、都市河川の特性を考慮して、①準備基準、②勧告基準の2段階に分けて情報を提供するなど、市民が余裕を持って、安全かつ円滑に避難を行えるような基準づくりに努める。

### 5 広報・啓発

洪水ハザードマップ等により、市民が浸水の危険箇所や避難場所等を事前に確認できるようにするとともに、水害の危険性や対策の必要性をパンフレット等の配布やインターネット等への掲載を通じて周知する。



## 第2章 都市施設対策

電気、ガス、水道、通信等のライフライン施設や道路等の施設について、平常時から被害を最小限にとどめるための対策を行うとともに、ライフラインの施設が十分に発揮され、社会全体に及ぼす影響を最小限にとどめるための安全対策を行う。

### 第1節 ライフライン施設

#### 1 電気施設（東京電力）

##### (1) 水害対策

設備名	対策
架空電線路	土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所へのルート変更、擁壁、石積み強化等を実施する。
地中電線路	ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
変電設備	浸・冠水するおそれのある箇所は、床面の嵩上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器の嵩上げを実施する。 また、屋外機器は基本的に嵩上げを行うが、嵩上げ困難なものは、防水・耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて対処する。

##### (2) 風害対策

各設備とも、計画設計時に建築基準法、電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

##### (3) 雷害対策

設備名	対策
送電設備	架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のためのクランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。 また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替え等により災害の防止又は拡大防止に努める。
変電設備	避雷器を接地するとともに、必要に応じ耐雷遮蔽を行う。また、重要系統の保護継電装置を強化する。
配電設備	襲雷頻度の高い地域においては、アレスター等の避雷装置を取り付け、対処する。

#### 2 ガス施設（武陽ガス）

震災編第2部第4章第2節4「ガス施設（武陽ガス）」を準用する。

#### 3 水道施設（都水道局）

(1) 風水害による上水道施設の災害防止のため、平素から各施設について監視、点検を行っているが、特にダム取水せき等については、ゲート操作の円滑を維持するため、定期的に点検、整備を行っている。

(2) 洪水時における各施設間の相互連絡、特に小河内ダム放流に係る緊急連絡のため、マイクロ回線による専用電話を有するとともに、放流の際の地元住民等への警告のため、ダム下流地点から羽村地点まで、サイレン（警報装置 19か所）を設置している。

(3) 水道施設築造は、水道施設の技術的基準を定める省令によって設計している。

設備名	施設の現況
取水施設	1 取水施設の小作取水堰は、羽村堰上流約2kmのところであり、洪水対策用として、洪水吐門扉、土砂吐門扉を備えている。 2 羽村取水所においては、台風大雨等洪水に伴う流量の増加、水位上昇による取水堰の損傷を防止するため、固定堰のほかに投渡堰を設けている。 3 調布取水所においては、高潮等による海水の遡上防止のため、防潮堰堤を設けている。
貯水施設	1 小河内ダムは、洪水時においてダム上部から越流することのないよう余水吐を設けてあり、集中豪雨等による急激な流入量の増加を考慮し、一定の制限水位を規定して貯水している。 2 村山山口貯水池は、常時小河内ダム貯水量を勘定の上、有効に貯水するとともに、洪水時には導水路からの引入停止等の措置を採る。
浄水施設	1 洪水等による水質悪化に対処するため、凝集剤等の各種薬品の注入を強化するが、これに必要な数量を常時貯蔵している。 2 高濁度原水のピークカットも行っている。

#### 4 通信施設（NTT東日本）

震災編第2部第4章第2節5「通信施設（NTT東日本）」を準用する。

## 第2節 道路及び交通施設

### 1 道路施設の安全対策

各機関における予防対策は、次のとおり。

機関名	内 容
市	管理する道路について、利用者の安全確保を図るため、道路、橋りよの強化及び必要な防災施設の整備を行う。
北多摩北部建設事務所	落橋を防止するため、全橋梁について5年サイクルで、定期点検を実施し、その点検結果を活用して、日常の維持管理及び補修・補強事業を実施する。
東大和警察署	風水害による交通信号等の施設の被害を防止し、交通の安全を確保するため、次の要領により整備を行う。 1 交通信号機用制御機内への浸水を防護するため、その取付け位置を地上0.75m以上の高さとする。 2 背面板等、風圧を受けるおそれのある施設の取付けは、必要最小限度とする。 3 風水害予想地域に設置してある信号施設の被害を防止するため、台風シーズン前に灯器用アーム、背面板等の点検補強を実施する。 4 信号施設の維持管理の適正を期するため、年2回の定期点検を実施する。

## 第3章 農業施設対策

市及び都は、農業施設への被害を軽減するために農地・農業用施設において周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所改修や補強工事等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図るなど予防対策を講ずる。

## 第4章 応急活動拠点等の整備

震災編の第2部第6章「応急活動拠点等の整備」を準用する。

## 第5章 地域防災力の向上

### 第1節 市民等の役割

日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や被害状況などを覚えておく。

- 1 自分の住む地域の地理的特徴を把握しておく。
- 2 水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出品を準備しておく。
- 3 台風などが近づいた時の予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 4 あらかじめ家族で災害時の連絡方法や避難場所・避難経路の確認を行っておく。
- 5 浸水が心配される場合は、都や国がインターネットや携帯電話で配信する、雨量、河川水位情報を確認する。必要に応じて、家財道具を2階などの安全な場所に移しておく。
- 6 市、都が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- 7 自治会などが行う地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 8 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。
- 9 病気、障害、高齢等の事情により、災害時の避難に支障がある方は、市の避難行動要支援者名簿への登録手続きを行い、避難時等の計画を立ておく。また、地域ぐるみで避難を支援できるようにしておく。

### 第2節 自主防災組織等の強化

震災編第2部第7章第2節「自主防災組織等の強化」を準用する。

### 第3節 事業所防災体制の強化

#### 1 事業所の役割

事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図ることが必要である。

- (1) 従業員の防災教育、防災マニュアルの周知徹底、防災訓練などに努めるとともに社屋内外の安全確保、防災資器材や食料等の備蓄など従業員や来客の安全確保に努める。
- (2) 事業活動を維持することが、被災地内外の社会経済の安定や早期復旧につながる。

そのため防災計画、事業継続計画(BCP)や非常用のマニュアルの整備など事業活動の中断を最小限にとどめるための対策等を事前に準備するとともに、これらの計画について、点検・見直しの実施に努める。

- (3) 事業所の持つ資源や特性を活かし、組織力を活用した地域活動への参加、防災ボランティアや防災市民組織等との協力など地域社会の安全性向上対策に努める。

## 第4節 行政・事業所・住民等との連携

### 1 相互に連携した社会づくり

従来の行政、企業(事務所)、市民、地域コミュニティ、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力し合うネットワークを形成し、災害に強い社会を構築することが必要である。

### 2 地域における防災連携体制の確立

市及び関係防災機関は、災害から地域ぐるみで地域社会を守っていくことを目的とした次の対策を推進し、地域における防災連携体制を確立する。

#### (1) 連携・協力体制

地域の防災市民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会を設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の確立に努める。

#### (2) 地域コミュニティの活性化

自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化を図っていく。

#### (3) 合同防災訓練の実施

地域の防災体制を確立するため、地域の防災機関、防災市民組織、事業所、ボランティア等の各組織間の連携活動を重視するとともに、地域住民が主体となった防災訓練の充実を図っていく。

## 第6章 ボランティア等との連携・協働

震災編第2部第8章「ボランティア等との連携・協働」を準用する。

## 第7章 防災運動の推進

市民・事業者等が自助・共助に基づく防災能力を向上するとともに、防災意識を高めるため、広報及び教育、訓練の充実を図る。また、自ら避難するときの注意、浸水に対する心得など防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。

### 第1節 防災意識の啓発

#### 1 防災広報の充実

##### (1) 各防災機関が行う広報内容の基準

- ア 台風・集中豪雨に関する一般知識
- イ 各防災機関の風水害対策
- ウ 竜巻に対する備え
- エ 家庭での風水害対策
- オ 避難する時の注意
- カ 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
- キ 土砂災害に対する心得
- ク 台風時の風に対する対策
- ケ 災害情報の入手方法
- コ 応急救護の方法
- サ 自主防災組織の育成方法や防災行動力の向上方法
- シ 避難勧告等に関する取扱い（要配慮者に対する準備情報を含む。）

##### (2) 各防災機関の広報

機関名	内容
市	防災パンフレット配布や講習会、防災訓練の実施などを通じて、市民の防災意識の向上を図る。
東大和警察署	チラシ、ミニ広報紙、回覧等を利用し、防災の事前広報を行う。
北多摩西部消防署	チラシ、小冊子等広報印刷物、ホームページ及び報道機関への情報提供を通じて、水災時の心得、身の回りのものでできる水防工法等の防災知識、応急救護知識の普及を図る。
NTT東日本	防災展や防災訓練等で災害用伝言ダイヤル171、防災パンフレット等の配布を行い、電話の混雑防止対策や安否確認ツールの普及・啓発を行う。
東京電力	災害時の電気関係の措置やお客様が行う事前の備え、感電事故防止などについて、各種パンフレット、チラシ等を配布し、防災意識の高揚を図っている。
武陽ガス	防災の日及び防災週間中に市民等に対し、マイコンメーターの復帰操作等を記載したパンフレット、チラシ等を配布し、防災意識の高揚を図っている。

#### 2 防災教育の充実

震災編の第2部第9章第2節「防災教育・防災訓練の充実」を準用する。

## 第2節 防災訓練の充実

### 1 市の防災訓練

震災編の第2部第9章第2節「防災教育・防災訓練の充実」を準用する。

### 2 無線通信訓練

震災編の第3部第2章第1節2（4）「無線通信訓練の実施」を準用する。

### 3 水防訓練

機関名	内容
市・消防団・北多摩西部消防署	<p>市、消防団、北多摩西部消防署が連携し、毎年、水防訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、訓練を実施する。</p> <p>1 参加者 市、消防団、消防署、市民（自主防災組織等）</p> <p>2 訓練項目 次の全部又は一部を協議選択して実施する。 部隊編成訓練、情報通信訓練、本部運営訓練、水防工法訓練、救助救急訓練、その他水災時の活動に必要な訓練</p>
関東地方整備局	<p>関係防災機関と協力して情報伝達訓練を行う。</p> <p>1 参加機関 関東地方整備局、都建設局、都総務局、都港湾局、都交通局、都水道局、警視庁、東京消防庁、市</p>
都建設局	<p>関係防災機関との協力又は協働し水防訓練を実施する。</p> <p>1 参加機関 都建設局、警視庁、東京消防庁、市</p>

### 4 警備訓練

機関名	内容
警視庁	<p>風水害に関する各級幹部の指揮、指導能力の養成と一般部隊及び特殊技能部隊の災害警備訓練を実施し、災害時における警備態勢の確立を図る。なお、実施要領は、警備部において、具体的に定める。</p> <p>1 参加者 幹部及び一般部隊並びに特殊技能部隊</p> <p>2 訓練項目</p> <p>(1) 幹部訓練</p> <p>ア 実施方法 機動隊及び警察署の幹部を対象に実施する。</p> <p>イ 訓練項目</p> <p>(ア) 部隊式方法</p> <p>(イ) 水防工法</p> <p>(ウ) 救命索操作要領</p> <p>(エ) 舟艇操法（船外機操法を含む。）</p> <p>(オ) 避難誘導</p> <p>(カ) 照明資器材の操査要領</p> <p>(2) 一般部隊訓練</p> <p>ア 実施方法 機動隊及び各警察署を対象に、関係機関の協力を得て実施する。</p> <p>イ 訓練項目</p> <p>(ア) 救助活動</p> <p>(イ) 避難誘導</p>

<p>警視庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(ウ) 広報活動</li> <li>(エ) 水防工法</li> <li>(オ) 交通制限</li> <li>(カ) 舟艇操作法（船外機操法を含む。）</li> <li>(キ) 通信訓練</li> </ul> <p>(3) 総合訓練</p> <p>ア 実施方法 機動隊及び各警察署を対象に関係機関の協力を得て実施する。</p> <p>イ 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 救助活動要領</li> <li>(イ) 救命索操作要領</li> <li>(ウ) 舟艇操法（船外機操法を含む。）</li> <li>(エ) 水防工法</li> <li>(オ) 埋没者発掘要領</li> <li>(カ) 簡易架橋</li> <li>(キ) 避難誘導</li> <li>(ク) 交通規制</li> <li>(ケ) 照明資機材の操作要領</li> <li>(コ) 災害重機の操作要領</li> </ul> <p>3 実施時期及び場所 実施時期は、原則として5月以降9月までとする。場所は、その都度定める。</p>
------------	--

5 指定公共機関等の訓練

指定公共機関は、各社の業務計画に基づき、職場ごとに防災訓練を実施している。





## **第3部 災害応急・復旧計画**



# 第1章 初動態勢

## 第1節 市災害対策本部の組織・運営

震災編第3部第1章第2節「市災害対策本部の組織・運営」を準用する。

## 第2節 災害応急対策

市は、市域に風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、都地域防災計画及び市地域防災計画で定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方公共機関並びに市域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

### 1 市の水防体制

気象状況により、浸水その他水害が発生し、又は発生するおそれがあるときの市の防災体制は次のとおりとする。ただし、水害の規模が拡大し、又は拡大するおそれがあり、この体制では対応できないと市長が認めるときは災害対策本部を設置する。

部名	業務分担
災害対策部	1 気象情報の収集及び関係機関との連絡 2 被害状況の総括 3 消防機関（消防署、消防団）の出動要請等
企画財務対策部	報道機関との連絡調整、広報活動等
生活環境対策部	1 下水道施設の点検、応急対策 2 下水道施設の点検、応急対策
健康福祉対策部	被災地の防疫活動等
都市整備対策部	1 水防及び排水活動 2 道路、河川等の点検及び応急対策 3 雨水管の点検、応急対策
消防対策部 （消防団）	1 水防警戒 2 水防及び排水活動並びに救出
その他対策部	1 所管する施設等の被害状況調査に関すること 2 部内の連絡調整及び他班への応援に関すること

### 2 気象情報の早期収集

気象庁では、気象状況、予測等に係る都、区市町村等からの問い合わせに対応できるよう、防災機関専用の電話回線（以下「ホットライン」という。）設けている。都、区市町村等は、発表される警報・注意報等の気象情報とともに、ホットラインを積極的に活用し、避難勧告等防災応急対応の判断の参考に利用する。

なお、市は突発的、局地的な集中豪雨による浸水被害発生などに対して、事前に十分な時間的なゆとりを持つ的確な予測は困難であることから、気象予報会社から早期に情報を収集する体制を確立している。

### 3 集中豪雨初動行動要領による活動

(1) 集中豪雨初動行動要領は、集中豪雨時において、初動体制の迅速な確立を目指すため、都総務局が取るべき活動体制や他の機関との連携体制等を取りまとめた行動マニュアルであり、基本方針は、次のとおりである。

- ア 突発的、局地的水害に対する、都関係局、水防機関、区市町村等との連携を強化し、災害対応能力の向上を図る。
- イ 都は、関係機関から気象情報や水位情報等を収集し、区市町村の避難勧告等発令の判断材料として活用できるよう、速やかに情報提供する。
- ウ 被害発生時は、市、警察、消防、自衛隊との緊密な連携の下、水害による人的被害の抑制に全力を尽くす。

(2) 市は、この要領を参考に職員初動マニュアル等の策定について検討する。

#### 4 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報共有

(1) 気象庁は、必要に応じて次のような情報を提供する。

##### ア 予告的な気象情報

低気圧の発達などにより災害に結び付く気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する気象情報」などの標題で予告的な気象情報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼び掛ける。

##### イ 雷情報

積乱雲に伴う激しい現象(落雷、ひょう、急な強い雨、突風など)の発生により被害が予想される数時間前に雷注意報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼び掛ける。

##### ウ 竜巻注意報

気象トッパーレーダーの観測などから、竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時に、東京地方又は伊豆諸島に対して竜巻注意報を発表する。

##### エ 竜巻発生確度ナウキャスト

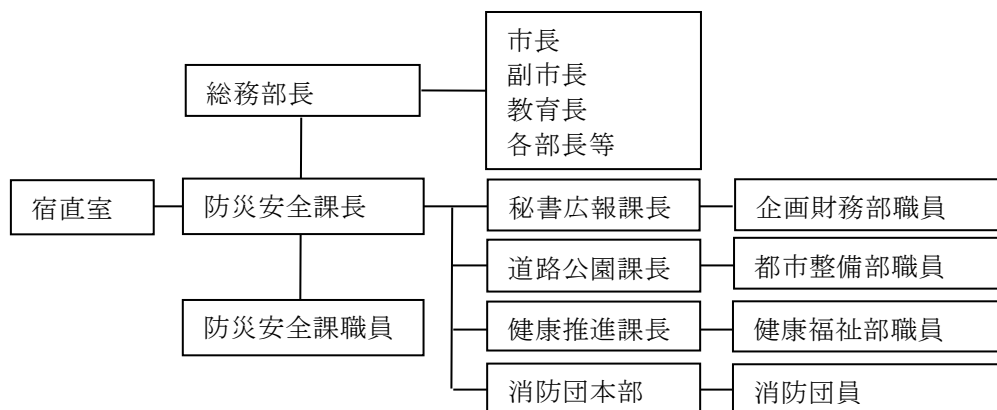
気象トッパーレーダーの観測などを利用して、竜巻などの激しい突風の可能性のある地域を分布図で表し、その1時間後までの移動を予測する。

(2) 市は、災害時の危機管理体制を確認するとともに、気象庁などとも連携の上、気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害に係る対応についての住民に対する周知、啓発等に努める。

(3) 市は、気象庁から全国瞬時警報システム(J-ALERT)により送信されている竜巻注意情報について、市の判断に応じ、防災行政無線等を自動起動する等行うものとする。

#### 5 夜間・休日等における初動態勢の確保

夜間・休日等の勤務時間外における風水害等の非常事態に対処するため、多摩北部に気象警報が発表された場合には、宿直室（警備員室）から防災安全課長への緊急連絡により初動態勢を確保する。



6 市職員の配備態勢及び主な活動内容

配備態勢	時期	主な活動	配備人員
情報連絡態勢	多摩北部地域に気象警報が発表されたとき	1 気象情報及び市内状況の情報収集 2 市内の危険箇所等の巡視	●防災安全課 ●都市整備部（必要人員）
水防第1配備態勢	水害が発生するおそれがあるとき又は軽微な水害が発生したとき	上記の活動に加えて 1 市民等からの通報に基づく現地確認 2 水防資器材の点検準備 3 消防本部の市役所待機 4 消防団員の自宅待機	上記職員のほか ●都市整備部（必要人員） ●消防団本部
水防第2配備態勢	市内各所で水害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき	上記の活動に加えて 1 危険箇所での水防活動 2 被災者の救助・救出 3 住家の浸水状況の把握 4 消防団員の詰所待機及び市内警戒	上記職員のほか ●総務部（必要人員） ●都市整備部（必要人員） ●市民部（必要人員） ●健康福祉部（必要人員） ●消防団員（必要人員）
水防第3配備態勢	大規模な水害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき	上記の活動に加えて 1 災害応急活動 2 避難所開設の準備 3 市関係施設の点検 4 付近住民への注意の呼び掛け 5 報道機関との連絡調整	上記職員のほか ●部長職 ●企画財務部（必要人員） ●総務部（必要人員） ●都市整備部（必要人員） ●市民部（必要人員） ●健康福祉部（必要人員） ●消防団員（必要人員） ●初動隊員（必要人員）
水防第4配備態勢	市内全域にわたり水害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき	1 広域的災害応急活動	上記職員のほか ●課長職 ●企画財務部全職員 ●総務部全職員 ●都市整備部全職員 ●市民部全職員 ●健康福祉部（必要人員） ●消防団員全員

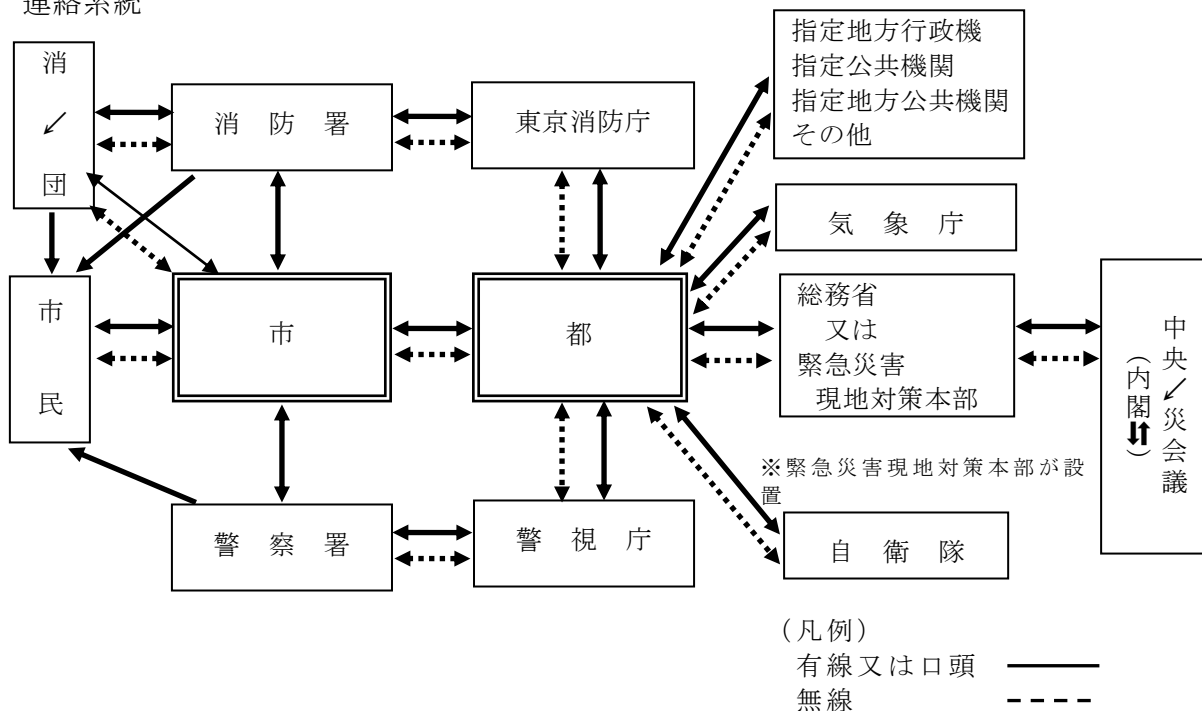
## 第2章 情報の収集・伝達

災害時に各防災機関は、情報連絡体制をとり、被害状況の把握、広報、広聴等を行う。

### 第1節 情報連絡体制

#### 1 通信連絡系統

##### (1) 連絡系統



##### (2) 情報連絡体制

震災編第3部第2章第1節「情報連絡体制」を準用する。

#### 2 通信施設の整備及び運用

震災編第3部第2章第1節2「通信施設の整備及び運用」を準用する。

#### 3 電気通信設備の優先的利用（電話、電報の優先利用）

震災編第3部第2章第1節3「電気通信設備の優先的利用」を準用する。

#### 4 非常無線通信の利用（電波法第52条第4号に定める非常通信）

震災編第3部第2章第1節4「非常無線通信の利用」を準用する。

#### 5 全国瞬時警報システムの利用

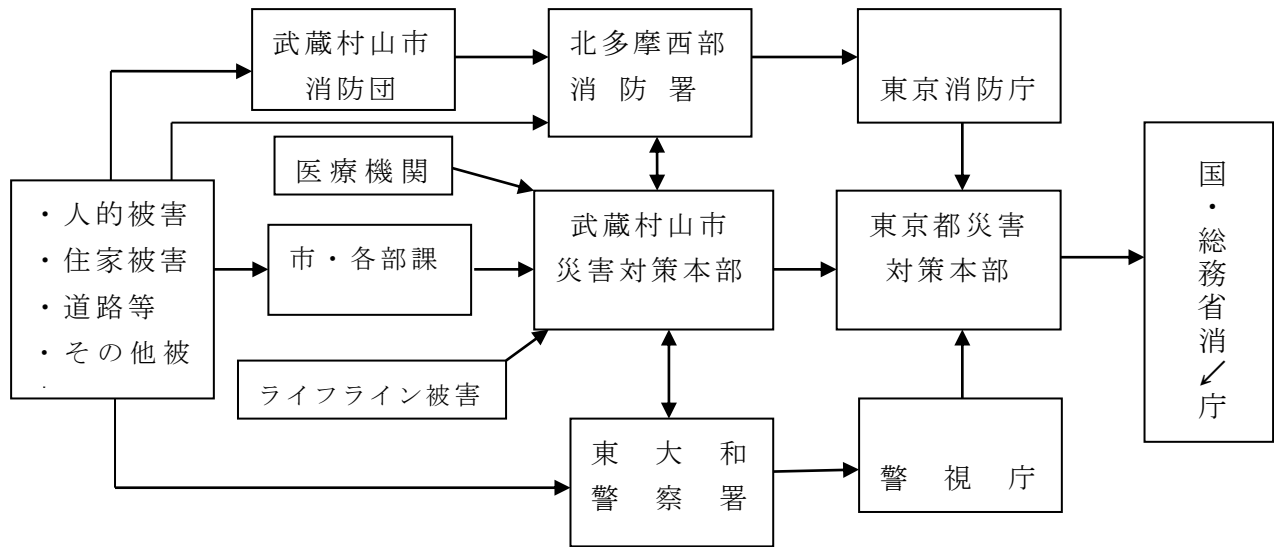
震災編第3部第2章第1節6「全国瞬時警報システムの利用」を準用する。

## 第2節 災害予警報等の伝達

機関名	内 容
市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けたとき若しくは自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。</li> <li>2 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、市民の自発的な防災組織等、一般住民等に周知する。</li> <li>3 警報及び重要な注意報について、都、警察署又はN T Tからの通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、市民の自発的な防災組織等に通報するとともに、東大和警察署、北多摩西部消防署、都知事本局等の協力を得て、市民に周知する。</li> </ol>
都	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都総務局及び都各支庁は、災害原因に関する重要な情報について、気象庁、測候所、都各局、区市町村その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係のある都各局、区市町村、防災機関等に通報する。</li> <li>2 都総務局は、必要があるときは、都各局の連絡責任者を招集し、又は応対本部を開設して、台風、その他の重要な情報について、気象庁の解説を受ける。</li> <li>3 警報及び重要な注意報について、気象庁から通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある都各局及び区市町村に通知する。</li> <li>4 都各局は、自ら収集した災害原因に関する情報を、直ちに都総務局に通知するとともに、都総務局その他の関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報については、ただちに所属機関に通報する。</li> </ol>
東大和警察署	<p>気象情報について気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知った時、警報について交番、駐在所を通じて、管内住民に周知する。</p>
北多摩西部消防署	<p>気象に関する情報を警防本部、方面本部、その他の関係機関から通報を受けたときは、直ちに、各消防出張所に一斉通報し、市民に周知する。</p>
N T T 東日本	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象業務法に基づいて気象庁からN T T 東日本に通知された各種警報は、各市町村に通報する。</li> <li>2 警報の伝達には、FAXにより関係機関へ通報する。</li> <li>3 警報の関する通信は優先して取り扱う。</li> </ol>
その他の防災機関	<p>都、気象庁、その他関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報について、直ちに所属機関に通報する。</p>

### 第3節 被害状況等の報告体制

《被害状況の報告・伝達系統図》



### 第4節 各機関の報告体制

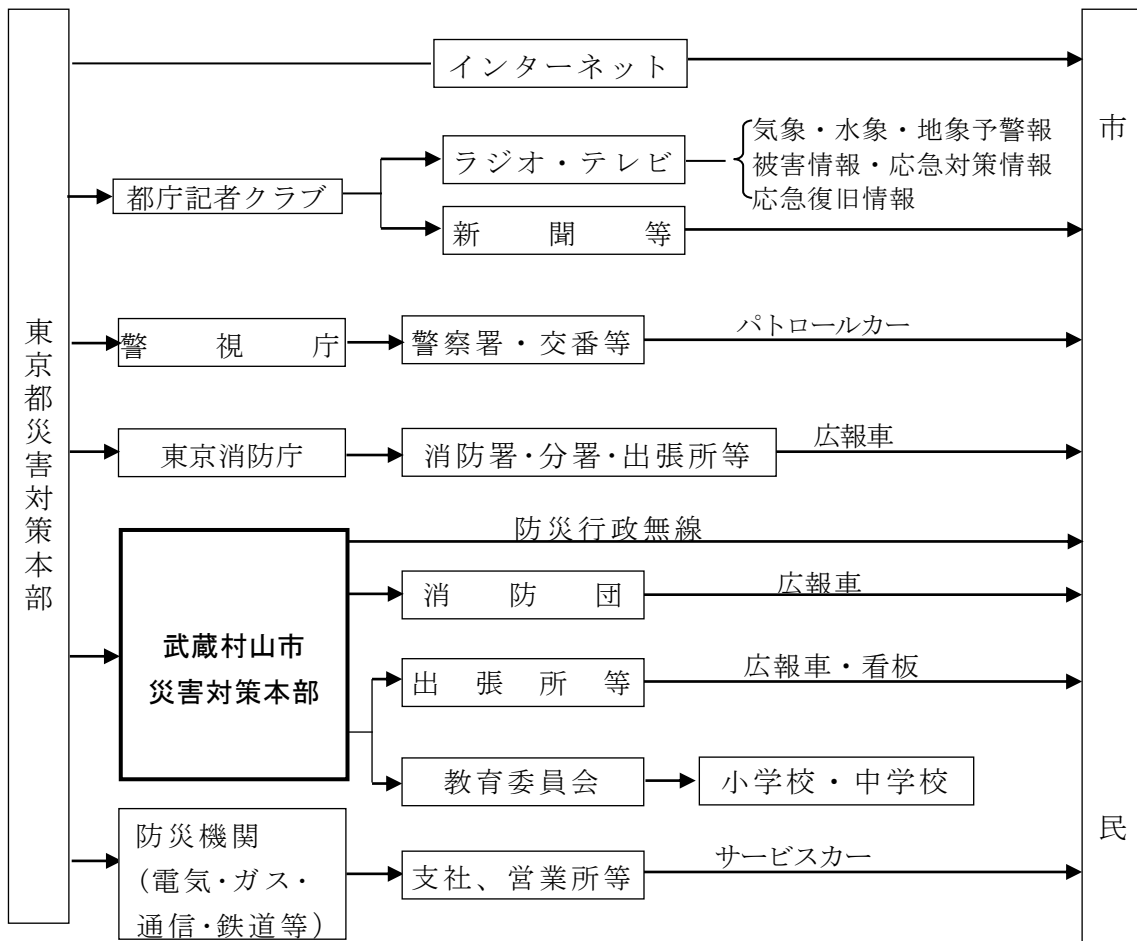
機関名	内 容																						
市	<p>災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況の報告が都にできない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。</p> <p>1 報告すべき事項            災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害状況、災害に対して既に採った措置及び今後採ろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項</p> <p>2 報告の方法            原則として、システム端末の入力による（ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、電話、FAX等により報告する。）</p> <p>3 報告の種類・期限等            報告の種類、期限、様式及び提出部数は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報告の種類</th> <th>入力期限</th> <th>入力画面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災通知</td> <td>即時</td> <td>発災情報</td> </tr> <tr> <td>被害措置概況速報</td> <td>即時及び都が通知する期限内</td> <td>災害総括被害情報、措置情報</td> </tr> <tr> <td>要請通知</td> <td>即時</td> <td>要請情報</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">確定報告</td> <td>災害確定通知</td> <td>応急対策を終了した後20日以内</td> <td>災害総括</td> </tr> <tr> <td>各種確定報告</td> <td>同上</td> <td>被害情報、措置情報</td> </tr> <tr> <td>災害年報</td> <td>4月20日</td> <td>災害総括</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 災害救助法に基づく報告            災害救助法に基づく報告については、第3部第17章「災害救助法の適用」に定めるところによる。</p>	報告の種類	入力期限	入力画面	発災通知	即時	発災情報	被害措置概況速報	即時及び都が通知する期限内	災害総括被害情報、措置情報	要請通知	即時	要請情報	確定報告	災害確定通知	応急対策を終了した後20日以内	災害総括	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報	災害年報	4月20日	災害総括
	報告の種類	入力期限	入力画面																				
	発災通知	即時	発災情報																				
	被害措置概況速報	即時及び都が通知する期限内	災害総括被害情報、措置情報																				
	要請通知	即時	要請情報																				
	確定報告	災害確定通知	応急対策を終了した後20日以内	災害総括																			
		各種確定報告	同上	被害情報、措置情報																			
	災害年報	4月20日	災害総括																				



都	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都各局は、区市町村の例により所管施設及び所管業務に関する所在区市町村別の被害状況等を調査し、都総務局に報告する。</li> <li>2 都各局の出先事業所は、周辺地域の被害状況や参集した職員から収集した被害状況を、別に定める報告要領に基づき、都総務局に報告する。</li> <li>3 都各局は、区市町村、都各局、指定地方公共機関等関係機関からの報告を取りまとめ、消防組織法第40条及び災害対策基本法第53条に基づき国（総務省消防庁）に報告するほか、他関係防災機関に被害状況等を通知する。</li> <li>4 都総務局は状況により必要がある場合は、災害地調査班を編成し、現地の状況を調査する。ただし、班の数及び構成その他必要事項は、事態に応じ適宜定める。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 調査事項は、災害原因、被害状況、応急措置状況、災害地住民の動向及び要望事項、現地活動の隘路、その他必要事項、とする。</li> <li>(2) 現地調査に当たっては、災害対策用車両の有効適切な活用を図り、調査の結果を逐一都総務局に報告する。なお、調査の際、重要な情報があるときは、直ちに報告する。</li> </ol> </li> <li>5 都総務局は、被害状況等を取りまとめ、必要に応じ、区市町村等の関係防災機関に提供する。</li> </ol>
---	--

## 第5節 災害時の広報及び広聴活動

### 1 広報活動



(1) 市及び防災機関

機関名	内 容
市	<p>1 市域や所管施設において、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに東大和警察署、北多摩西部消防署及び武蔵村山市消防団と連携して、必要な広報活動を実施する。</p> <p>2 市は、地域FM局やケーブルテレビ局などの地域放送局を活用して、被災・復旧などの情報を放送する。</p>
東大和警察署	<p>1 管下交番及び駐在所から災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して、次の事項等に重点をおいて、適時活発な広報活動を実施する。</p> <p>(1) 気象、水象の状況、水防活動状況及び今後の見通し</p> <p>(2) 被害状況、治安状況、救助活動及び警備活動</p> <p>(3) 感電、転落、でき水等による事故の防止及び防疫に関する注意の喚起</p> <p>(4) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況</p> <p>(5) 犯罪の防止</p> <p>(6) その他、各種告示事項</p> <p>2 広報手段は次のとおりである。</p> <p>(1) パトロールカー、白バイ、広報車、サインカー等による広報</p> <p>(2) 拡声装置、携帯用拡声機による広報</p> <p>(3) ヘリコプターによる広報</p> <p>(4) 立看板、横断幕、垂れ幕等の掲示広報</p> <p>(5) テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供</p> <p>(6) 相談所の開設</p>
北多摩西部消防署	<p>1 災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおき、適時的確な広報活動を実施する。</p> <p>(1) 気象及び水位の状況</p> <p>(2) 水災及び土砂災害に関する情報</p> <p>(3) 被災者の安否情報</p> <p>(4) 水防活動状況</p> <p>2 広報手段は次のとおりである。</p> <p>(1) テレビ、ラジオ等の報道機関を介しての情報提供</p> <p>(2) 消防車両の巡回</p> <p>(3) ホームページ</p> <p>(4) 消防団員及び災害時支援ボランティアを介しての情報提供</p>
東京電力	<p>1 広報内容は次のとおりである。</p> <p>(1) 電気による二次災害等を防止するための方法</p> <p>(2) 避難時の電気安全に関する心構えについての情報</p> <p>(3) 電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報</p> <p>2 広報手段は次のとおりである。</p> <p>(1) テレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関を通じた広報</p> <p>(2) 市の防災行政無線（同報系）の活用</p> <p>(3) 広報車等による直接当該地域への周知</p>
NTT東日本 NTTコミュニケーションズ NTTドコモ	<p>1 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況、被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。</p> <p>2 テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてパソコン通信、支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。</p> <p>3 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トキ</p>

	案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。
武陽ガス	<p>1 広報内容は次のとおりである。</p> <p>(1) 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項</p> <p>(2) ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し</p> <p>2 広報手段は、テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体、インターネット等とする。</p> <p>3 日本放送協会及び民報各社に「マイコンメーターの復帰方法テープ、ビデオ」を配布している。大地震発生時に放映を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、御自身で復帰できる手順を案内する。</p>

(2) ラジオ・ライフラインネットワーク

ア 在京ラジオ・FM7社がライフライン5社と連携して構築している恒久的ネットワークにより、放送7社の全電波に直接ライフラインから被災、復旧等の情報を放送する。

(構成メンバー：日本放送協会、TBSラジオ及びコミュニケーションズ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、東京FM、J-WAVE、N T T東日本、東京電力、東京ガス、都水道局)

イ 市は、ケーブルテレビ局などの地域放送局を活用して、被災・復旧などの情報を放送する。

(3) 避難勧告等の情報伝達

ア 市及び都は、災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、市民等に対しマスコミと連携した避難勧告等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。

イ 具体的な対応については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。

(ア) 実施機関

東京都、都内区市町村、東京都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社

(イ) 伝達する情報

- ① 避難準備情報（避難行動要支援者向け準備情報を含む。）
- ② 避難勧告
- ③ 避難指示
- ④ 警戒区域の設定

2 広聴活動

震災編第3部第2章第4節2「広聴活動」を準用する。

3 報道機関への発表

震災編第3部第2章第4節3「報道機関への発表」を準用する。

## 第6節 災害時の放送要請

震災編第3部第2章第5節「災害時の放送要請」を準用する。

### 第3章 応援協力・派遣要請

震災編第3部第3章「応援協力・派遣要請」を準用する。

### 第4章 水防対策

洪水等による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減するために、河川、道路等に対する水防上必要な監視、予報、警報、通信、連絡及び輸送及び水防のための活動、応援協力並びに水防に必要な器具、資材、設備等について定める。

市の応急活動

		発災 被害の発生		
事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
○気象情報、水位情報等の収集・伝達 ○警報等の受信、伝達	○水防活動開始			
		○事前避難(避難準備) ○避難勧告・指示	○災害派遣要請 ○広域応援要請	

#### 第1節 水防情報

##### 1 気象情報

気象庁等の情報は、水防活動のための基礎的情報であることから、東京都災害情報システム（DIS）及びインターネット等を有効に活用し入手する。

##### (1) 東京都災害情報システム（DIS）

DISを活用することで、「国土交通省解析雨量」、「アメダス実況」、「建設局河川水位情報」による各種気象情報や河川水位情報等を収集することが可能となり、災害対策の検討等に活用する。

##### (2) 防災情報提供システム

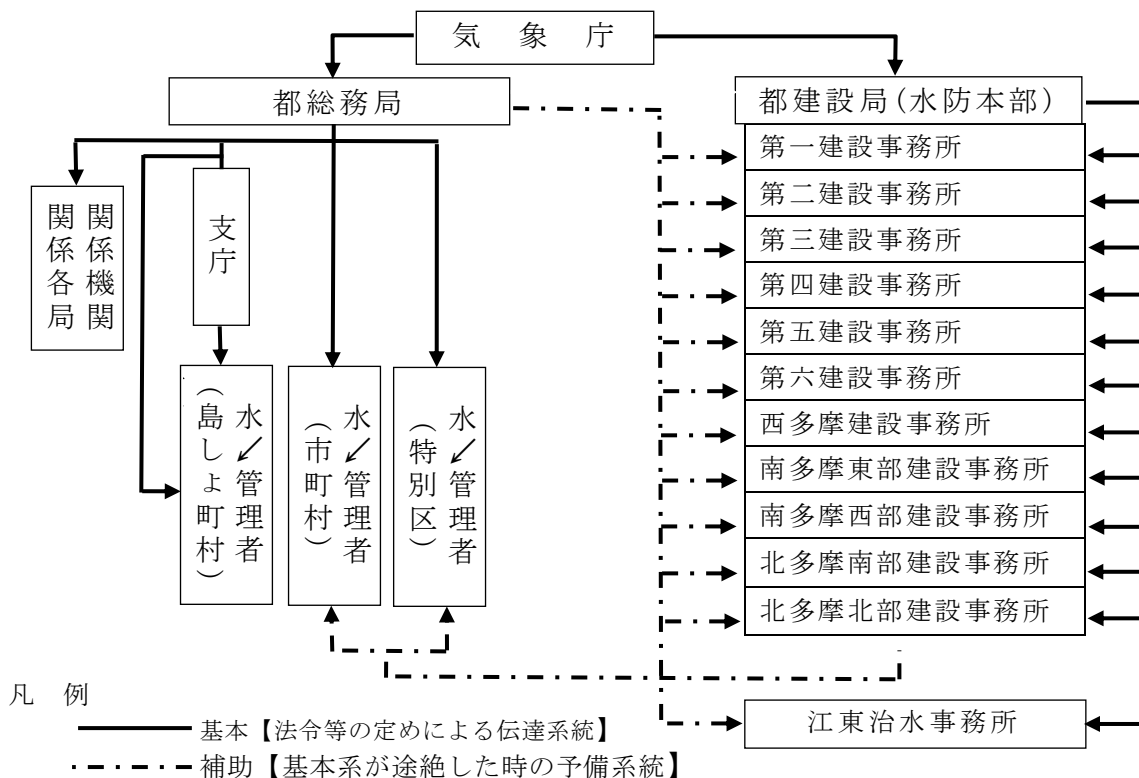
ア 気象庁が専用線及び汎用のインターネット（電子メール、Web）を活用し、気象庁の発表する各種防災気象情報を市、都等の防災機関へ提供するシステムであり、その各種防災気象情報を活用する。

イ 各種防災気象情報のほか、土砂災害警戒判定メッシュ情報や規格化版流域雨量指数等、土砂災害や水害の危険度を表すきめ細かい情報、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲がもたらす激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等を入手できる。市が行う避難勧告等の判断の参考に利用する。

ウ 水防活動に用いる気象等の注意報、警報は、大雨注意報、洪水注意報、大雨警報、洪水警報である。

エ 注意報、警報の発表基準、発表官署、担当区域、切り替えについては、「気象庁予報部が行う注意報・警報の種類及び発表基準」が適用される。

## 2 気象情報伝達系統図



## 3 土砂災害警戒情報

市は、都から「土砂災害警戒情報」が伝達された場合は、市内の急傾斜地崩壊危険箇所の市民等に対して同情報の伝達を行い、自主避難を促すとともに、市長が発令する避難勧告等の判断に活用する。

なお、土砂災害警戒区域を指定された場合は、警戒区域内の市民等に土砂災害警戒情報を伝達する。

## 第2節 水防機関の活動

### 1 水防機関の活動

#### (1) 市

水防管理者は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者に対して次の措置を採る。

ア 出水期前に河川、排水溝、用水等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

イ 気象状況等により浸水、河川・用水等の氾濫のおそれのあるときは、直ちに事態に即応した態勢を執るとともに、おおむね次の水防活動を行う。

(ア) 水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。

(イ) 水防作業に必要な資器材の調達を行う。

(ウ) 浸水、河川・用水等の氾濫による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく東大和警察署長に、その旨を通知する。

(エ) 水防のため必要があると認めるときは、他の水防管理者に対し、応援を求める。応援のために派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

(オ) 水防のため緊急の必要があるときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

(2) 消防機関

市においては、消防機関（東京消防庁北多摩西部消防署及び消防団）が、次の水防活動を分担している。

- ア 市域を随時巡視し、水防上危険であると認められる個所があるときは、ただちに管理者に連絡して必要な措置を求める。
- イ 水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。
- ウ 北多摩西部消防署長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。
- エ 北多摩西部消防署長は、水防管理者から出場の要請を受けたとき又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出場し、水防作業を行う。
- オ 水防に際し、堤防その他の施設が決壊、またはこれに準ずべき事態が発生したときは、北多摩西部消防署長は、直ちにこれを関係機関に通知するとともに、可能な限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- カ 北多摩西部消防署長は、各情報網から局地的大雨が予想される場合又は管轄区域内に大雨警報若しくは洪水警報が発表された場合には水防態勢を発令する。

2 費用及び公用負担

(1) 費用負担

機関名	内 容
市	1 市域の水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は当該応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。 2 区域外の区市町村が当該水防により著しく、利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。 3 負担費用の額及び負担方法は両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、知事にあつせんを申請することができる。
都	都又は都知事の行う事務に要する費用は、都の負担とする。

(2) 公用負担

ア 公用負担権限

水防のための緊急の必要があるとき、水防管理者又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。（水防法第28条）

- (ア) 必要な土地の一時使用
- (イ) 土石、竹木、その他の資材の使用又は収用
- (ウ) 車両、その他の運搬用機器の使用
- (エ) 工作物その他の障害物の処分

イ 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、水防管理者又は消防機関の長は、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、次の証明書を携行し、必要がある場合はこれを提示する。

公用負担権限委任証明書	
第 号	身 分 氏 名
上の者に〇〇区域における水防法第 2 8 条第 1 項の権限を委任した ことを証明する。	
年 月 日	水防管理者 氏 名 ⑩ (又は消防機関の長)

ウ 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、次のような公用負担命令票を作成し、その 1 通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付する。ただし、現場の事情により、その時間的余裕がないときは事後において直ちに処理する。

公用負担命令票				
第 号		住 所 負担者氏名		
物 件	数 量	負担内容 (使用、所用、処分等)	期 間	摘 要
水防法第 2 8 条の規定により上記物件を収用 (使用又は処分) する。 年 月 日				
水防管理者 氏 名 ⑩ (又は消防機関の長) 事務取扱者 氏 名 ⑩				

エ 損失補償

公用権限負担行使によって損失を受けた者に対し、水防管理者は、時価によりその損失を補償する。(水防法第 2 8 条)

3 水防報告

市（水防管理者）は、水防活動終了後3日以内に、水防活動状況を北多摩北部建設事務所へ報告する。

水防活動報告表

水防管理団体				年 月 日 時現在	
担当部所連絡先		部	課 係	Tel ----- Fax	報告者
水防活動実施箇所		左 川 岸 地先 右			
地名・住所			区市 町村		
活動日時		自 月 日 時 ~ 至 月 日 時			
出動人員		職 員		消防団	
		人		人	
水防活動の概況及び工法		工 法			
		延 長		m	
使用資器材	品名	単位	数量	水位の 状 況	
				水防関係者の 死傷状況	
通信欄					

注1. この報告書は水防活動箇所毎に作成すること。（内水に関する活動も含む）

注2. 水防活動終了後3日以内に建設事務所にFAXで提出すること。追って、図面、活動状況を示す写真等を送付すること。

注3. 俵、かます、布袋類、畳、むしろ、縄、竹、生木、丸太、杭、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇、かご置石及び土砂を使用したときは、各々の数量を明記すること。



## 第5章 警備・交通規制

### 第1節 警備活動

#### 1 警備態勢

機関名	内容
東大和警察署	<p>1 関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動に協力する。</p> <p>2 風水害警備の態勢は、準備態勢、注意態勢、警戒態勢、非常態勢の4段階に分けて発令する。</p>

#### 2 警備活動

機関名	内容
東大和警察署	<p>1 災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等に応急対策を実施する。</p> <p>2 風水害発生時における警察活動は、おおむね次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 危険箇所の警戒</li> <li>(2) 災害地における災害関係の情報収集</li> <li>(3) 警戒区域の設置</li> <li>(4) 被災者の救出、救護</li> <li>(5) 避難者の誘導</li> <li>(6) 危険物の保安</li> <li>(7) 交通秩序の確保</li> <li>(8) 犯罪の予防及び取締り</li> <li>(9) 行方不明者の調査</li> <li>(10) 死体の見分（検視）</li> </ol>

#### 3 その他

機関名	内容
東大和警察署	<p>1 警戒区域の設定 災害現場において、市長若しくはその職権を行う市の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があって防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を市長に通知する。</p> <p>2 市に対する協力</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市長から災害応急措置の必要により警察官の出場を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を出動させる。なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。</li> <li>(2) 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。</li> </ol>

	<p>3 装備資機材の調達及び備蓄</p> <p>(1) 警察署に装備資器材を保有しておく。</p> <p>(2) 災害発生時に不足する装備資機材については、別途、民間業者からの借上げにより調達する。</p>
--	--

## 第2節 交通規制

### 1 交通情報の収集と交通統制

- (1) 交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を市長（水防管理者）に通報する。
- (2) 隣接県に通ずる国道その他の幹線道路については、隣接県警察署と連携を密にし、一般車両のう回等混雑緩和の措置を講じて、交通秩序の維持に努める。

### 2 交通規制

- (1) 広域的災害発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。
- (2) 被災地及びその周辺を管轄する警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

### 3 車両検問

- (1) 主要幹線道路における車両検問を行い、市民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。
- (2) 緊急通行車両の確認については、本計画震災編第3部第5章第3節第3項の「緊急通行車両の確認」を準用する。

### 4 その他

交通の妨害となっている路面水の排水等及び倒木樹木、漂流物、垂下電線等の除去並びに道路、橋等の応急補強については、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。

## 第6章 緊急輸送対策

### 第1節 緊急車両等の確保

震災編第3部第5章第3節「輸送車両等の確保」を準用する。

## 第7章 救助・救急対策

災害時に人命を守るため、平常時から体制を整備し、発災後の迅速な救助・救急を実施する。応援が必要な場合には、自衛隊、広域救急援助隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）などに要請する。

### 第1節 救助・救急活動体制

機関名	内容
東大和警察署	<ol style="list-style-type: none"><li>1 出水による溺水者、家屋の倒壊、崖（山崩れ）等による埋没者その他負傷者の救出・救護に重点をおいて救助活動を行う。</li><li>2 負傷者は、直ちに応急措置を施し現場救護所や医療機関に引き継ぐ。</li><li>3 救出救助に当たっては、都や北多摩西部消防署等の関係機関と積極的に協力し、負傷者の救出救護の万全を期する。</li></ol>
北多摩西部消防署	<ol style="list-style-type: none"><li>1 災害に対応した救助、救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。</li><li>2 救助活動に建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。</li><li>3 救急活動に当たっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護に当たる。</li><li>4 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。</li></ol>

### 第2節 救助・救急体制の整備

震災編第3部第6章第2節「救助・救急体制の整備」を準用する。

## 第8章 医療救護等対策

初動医療体制、後方医療、情報連絡・傷病者の搬送、防疫及び保健衛生等の体制を整備し災害時に迅速な医療救護等を行う。

### 市の応急活動

発災 被害の発生				
事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
○情報収集			○被災状況の把握 及び応援要請	
○気象状況の 監視	【情報監視体制】	○避難所等 開設 ○医療救護所 設置	○医薬品ストック センターの設置 ○医薬品等不足時の 都への供給要請 ○薬剤師班、食品 衛生監視班等の 応援要請	
		○防疫班による 消毒活動		

### 第1節 初動医療体制

震災編第3部第8章第2節「初動医療体制」を準用する。

### 第2節 情報連絡体制・傷病者の搬送体制

#### 1 情報連絡体制

- (1) 武蔵村山市医師会等の協力を得て、医療機関の被害状況や活動状況等を把握する。
- (2) 市内の医療機関及び医療救護班との連絡体制の確保に努める。

#### 2 負傷者等の搬送

震災編第3部第8章第3節1「負傷者の搬送」を準用する。

### 第3節 保健衛生及び動物愛護

震災編第3部第8章第5節「保健衛生及び動物愛護」を準用する。

### 第4節 防疫

震災編第3部第8章第6節「防疫」を準用する。

## 第9章 避難者対策

風水害時に、被災者の生命、身体の安全確保等について適切な避難対策や、集中豪雨に関する情報提供や注意喚起を講ずるとともに、避難準備情報、勧告・指示の発令時には、速やかに避難所を開設し、避難者を受け入れる。

### 市の応急活動

発災 被害の発生				
事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
○気象情報の把握、状況の監視		○避難準備情報の発令 ○避難所開設 ○避難勧告・指示 ○都に報告(状況・資器材)  ○避難所・二次避難所の開設・運営  ・設営準備 ・運営組織の編成		○被災者の生活 支援活動   ○避難者把握・他 地区への移送
			○都に報告(他地区への 移送要請等)	

### 第1節 避難態勢

#### 1 事前避難

機関名	内 容
市	1 災害時に事前避難を必要とする地域・場所をあらかじめ定めておき、その地域の住民、使用者、滞在者等に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。 2 必要に応じ、避難準備情報を発令する。
東大和警察署	災害が発生するおそれがある場合には、市に協力し早期に避難の指示、指導を行い、高齢者・障害者等に対し、自主的にあらかじめ指定された施設に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導する。

#### 2 避難準備、勧告または指示など

##### (1) 一般基準

避難、立ち退きの勧告及び指示などの基準は、原則として次のような事態に至ったときに発する。

ア 河川の氾濫、洪水のおそれがあるとき。

イ 避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき。

ウ 地すべり、山崩れ、土石流等により著しい危険が切迫しているとき。

- エ 短時間かつ局地的な集中豪雨等により低所、地下空間等への急激な浸水危険があるとき。
  - オ 土砂災害警戒情報が発表されたとき
  - カ その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められるとき。
- (2) その他、本計画震災編第3部第9章第1節「避難の勧告・指示」を準用する。

### 3 避難誘導

本計画震災編第3部第9章第1節2「避難誘導」を準用する。

## 第2節 避難勧告等の判断・伝達

### 1 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

市は、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、勧告等の判断・伝達マニュアルを作成する。

### 2 避難に要する時間を見込んだ避難勧告の命令

市は、それぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を適切に見込んだ上で、避難勧告等を発令する。

## 第3節 避難所の開設・運営

### 1 避難所の指定

- (1) 浸水予想区域図を踏まえて避難所の安全性を点検し、水害時にも安全な避難所及び避難場所までの避難路を指定する。
- (2) 避難所の指定基準として、避難所は、浸水のおそれのない建物等を指定する。

### 2 避難所等の開設

本計画震災編第3部第9章第3節1「避難所の開設等」を準用する。

### 3 避難所の管理運営

震災編第3部第9章第3節2「避難所の管理運営」を準用する。

### 4 安全な避難方法の確保

浸水から安全な避難を行うため、住民が理解し、誤解を招かない伝達内容をマニュアル等で定める。

### 5 被災者の他地区への移送

本計画震災編第3部第9章第3節4「被災者の他地区への移送」を準用する。

### 6 都県境を越えた広域避難

避難所が不足し都県境を越えた広域避難が必要な場合には、九都県市広域防災プランに基づいた調整を都に要請するとともに、隣接都県市において広域避難が必要となった場合には、当該住民の受入れについて必要な対応を行う。

## 第4節 避難行動要支援者の安全確保

震災編第3部第9章第4節「要配慮者の安全確保」を準用する。

## 第10章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

被災者に対し、生命維持に最低限必要な飲料水、食料、生活必需品を供給する。

市の応急活動

発災 被害の発生				
事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
○情報の収集			→ ○備蓄物資を	避難所へ搬送
○気象状況の 監視		○避難準備 情報の発令  ○避難所等 の開設		

以下、細目については、震災編第3部第11章「飲料水・食料・生活必需品等の供給」を準用する。

## 第11章 ごみ処理、トイレの確保及びし尿・がれき処理

災害時のごみ、障害物の処理を迅速に行うとともに、トイレの確保及びし尿の収集・運搬を行い、市民の生活環境の保持を図る。

市の応急活動

発災 被害の発生				
事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
				○災害用トイレ の設置 →
				○し尿の収集 ・運搬 →

以下、細目については、震災編第3部第12章「ごみ処理、トイレの確保及びし尿・がれき処理」を準用する。

## 第 1 2 章 遺体の取り扱い

遺体については、死者への尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に取り扱う。

市の応急活動

発災 被害の発生				
事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
		○ 捜索・遺体の収容 ○ 遺体収容所の設置	○ 火葬の実施調整	

以下、細目については、震災編第 3 部第 1 3 章「遺体の取扱い」を準用する。

## 第 1 3 章 ライフライン施設の応急・復旧対策

震災編第 3 部第 1 4 章「ライフライン施設の応急・復旧対策」を準用する。

## 第 1 4 章 公共施設等の応急・復旧対策

震災編第 3 部第 1 5 章「公共施設等の応急・復旧対策」を準用する。

## 第 1 5 章 応急生活対策

震災編第 3 部第 1 6 章「応急生活対策」を準用する。

## 第 1 6 章 災害救助法の適用

震災編第 3 部第 1 7 章「災害救助法の適用」を準用する。

## 第 1 7 章 激甚災害の指定

震災編第 3 部第 1 8 章「激甚災害の指定」を準用する。